

平成26年5月26日

部局等の長 様

財 務 部 長

### 6月定例会での追加補正予算の編成について

本年度の6月定例会では、米軍基地設置に伴い本市が再編関連特定周辺市町村に指定(平成26年2月28日)されたことによる「再編交付金」及び国の平成25年度補正予算で計上された「がんばる地域交付金」(地域活性化・効果実感臨時交付金)を活用した補正予算を編成し、追加議案として上程する予定としています。

つきましては、下記のとおり補正予算を編成することとしたので、編成に係る留意事項等を遵守し、期日までに補正予算見積書等を提出いただきますようお願いします。

なお、再編交付金の活用事業については、現在調整中のため、今後変更となる場合がありますが、編成日程の都合上、見積等準備いただきますようお願いします。

### 記

#### ■ 平成26年度6月追加補正予算見積書提出期限

##### ◎平成26年6月3日(火) 厳守

※補正予算見積書(様式1~3) 紙ベースで1部提出するとともに、電子ファイルも部局担当者へメール送信すること。また、財務会計への予算要求入力も期日までに完了させること。

◎一般会計の事業説明書及び政策・事業等説明資料(議会基本条例関係調書)については、予算見積書提出後に、別途、作成依頼することとしていること。

◎再編交付金活用事業については、活用事業を変更する場合は、事業所管課へ個別連絡する予定としていること。

#### ■ 補正予算編成上の留意事項

##### (1) 共通的事項

- ・両交付金とも、平成26年度中に事業完了することが必須条件であること。
- ・両交付金の歳入予算については、財政課で一括計上する予定としているが、事業実施にあたり、受益者分担金、京都府補助金等の財源が見込める場合は、各事業所管課で歳入予算見積書を作成すること。

- ・当初予算及び第1号補正予算編成で、予算要求したものであっても、再度見積書を作成し、提出すること。
- ・建設部へ事業依頼をする必要のあるものは、事前に建設部と協議しておくこと。
- ・事業所管課で一つの事業予算が複数所属に関係するものは、関係所属間で十分な調整を行い、事業所管を代表する所管課で補正予算見積書を作成すること。
- ・例規との整合を図る必要のあるものは、所要の手続きを併行して行うこと。
- ・資料（業者見積り、現況写真等）はA4サイズとし、事業所管課で保有しているものは、原則、全て添付すること。

## (2)「がんばる地域交付金」活用事業分

- ・がんばる地域交付金の配分額は、第1次分のみ配分額が示されており、9月末までに第2次分が配分される見込みのため、今後も増額となる可能性があること。

※第1次配分額 223,632千円

※第2次配分額は、9月補正予算以降で調整する予定であること。

- ・別添1の「がんばる地域交付金充成一覧」に掲げる事業については、本交付金を活用することとしていること。（※当初予算組替分については、見積書の提出は不要）
- ・がんばる地域交付金の活用については、原則「地方債が活用できる事業」（普通建設事業）とされていることから、ソフト事業や維持修繕事業には活用できないものであること。

※適債性の有無について、必要に応じて財政課に事前相談すること。

※公共施設等の点検・調査に要する経費については、建設事業の実施にあたり詳細な点検・調査をしなければ工事方法の決定ができない場合等、建設事業を実施するために直接必要と認められる場合には、地方債の対象となるため、交付金の充当が可能であること。

※上記に加えて、通常、地方債の対象とならない場合であっても、経済対策の趣旨に鑑み、追加的に実施する点検・調査についても、交付金を充当することは可能であること。

- ・特別会計等については、一般会計が負担すべき部分に係る繰出金等に対して、活用が可能であること。

## (3)「再編交付金」活用事業分

- ・平成26年度の再編交付金については、一部基金造成しながら、その全額を活用することとしていること。

※平成26年度再編交付金 613,082千円

（内訳：H25年度分79,978千円、H26年度分533,104千円）

- ・再編交付金活用事業分については、企画総務部（総務課一基地対策室）を中心に調整中であるが、編成日程等の都合もあり、別添2「再編交付金等活用対象事業（案）一覧」に掲げる事業について、中心となる所管部局が中心となり、予算を見積もること。※上記事業（案）一覧は、部外秘とすること（外部提供等不可）

- ・再編交付金活用対象事業（案）一覧の地区要望分の各事業内容については、過日の概算積算した数値となっているため、予算見積りの際には、一覧表の数値に縛られることなく、事業内容等の詳細について、企画総務部（基地対策室）と連携し十分に把握するとともに、しっかりと積算で事業費を見積もること。

※複数年に及ぶ事業については、年次ごとの事業費を積算すること。

- ・「再編交付金活用対象事業（案）一覧」以外の項目に活用を検討している場合は、企画総務部（基地対策室）と協議すること。
- ・再編交付金が活用できる事業は、「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令」第2条各号に掲げる事業であること。

### 【参考】

（再編関連特別事業）

第2条 法第5条第1項に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- 1 住民に対する広報に関する事業
- 2 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第3項に規定する国民の保護のための措置に関する事業
- 3 防災に関する事業
- 4 住民の生活の安全の向上に関する事業
- 5 情報通信の高度化に関する事業
- 6 教育、スポーツ及び文化の振興に関する事業
- 7 福祉の増進及び医療の確保に関する事業
- 8 環境衛生の向上に関する事業
- 9 交通の発達及び改善に関する事業
- 10 公園及び緑地の整備に関する事業
- 11 環境の保全に関する事業
- 12 良好な景観の形成に関する事業
- 13 企業の育成及び発展並びにその経営の向上を図る事業
- 14 前各号に掲げるもののほか、生活環境の整備に関する事業で防衛大臣が定めて告示するもの

- ・再編交付金の交付金申請事務については、現時点では、事業所管部局の各事業単位で実施する方向であるので、その点も留意し、予算見積りすること。
- ・再編交付金に関する質疑等は、企画総務部（基地対策室）まで行うこと。

## ■ その他

### （1）今後のスケジュール（予定）

- ①平成26年6月3日（火） 補正予算見積書の財政課提出期限
- ②平成26年6月12日（木） 議会運営委員会での議案説明
- ③上記①から②の間で、がんばる地域交付金の財政課ヒアリング、再編交付金の企画総務部（基地対策室）調整、市長査定を実施（休日・夜間も含めて）
- ④平成26年6月16日（月） 追加議案上程（一般質問終了後）

※上記スケジュールは、状況により変更となる場合があります。

### （2）その他

質疑等は、財政課（がんばる地域交付金）部局担当者又は企画総務部（基地対策室）（再編交付金）までお願いします。